

# daily コラム

2022年8月4日(木)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email [tfc@wakei-kai.com](mailto:tfc@wakei-kai.com)

## 経理実務

### 電債・受取手形勘定

#### 受取手形を取得した時に使う勘定です

受取手形には「約束手形」と「為替手形」があります。約束手形とは振出人が手形の期日に記載された金額を支払うことを約束した手形です。

それに対して為替手形は、振出人とは別の第三者が手形の期日に記載された金額を支払うことを約束した手形です。為替手形は金融取引に絡むものがほとんどで、企業の通常の取引ではまず見ることはあります。

#### 割引手形と裏書手形

取得した受取手形は直ぐに銀行に取立てに出し、期日になると銀行は手形を振り出した企業から記載された金額を引き落とし、手形を受け取った企業の口座に振り込みます。期日までが長いと手形を取得しても資金として使えないため、銀行で立て替えてもらうことができます。これを「割引手形」と言います。若干の手数料と期日までの期間の利息を引かれます。それが昔は「割引料」でしたが、今は「手形売却損」です。また、受取手形の裏に自社の名前を書き代表印を押して、自社の支払いに充てることもあります。これが「裏書手形」です。

#### 経理処理

① 手形を受け取った時

(受取手形) 1,000 (売掛金) 1,000

② 割り引いたとき

(現預金) 900 (割引手形) 1,000

(手形売却損) 100

③ 手形を裏書した時

(買掛金) 1,000 (裏書手形) 1,000

それぞれ期日が来たら以下の処理をします。

① そのまま持っていた場合

(現預金) 1,000 (受取手形) 1,000

② (割引手形) 1,000 (受取手形) 1,000

③ (裏書手形) 1,000 (受取手形) 1,000

#### 電子記録債権

最近は手形より「電子記録債権」が主流です。「電子債権ネットワーク」略して「でんさいネット」で管理されており、手形より信用度は高いとされています。基本は手形と同じですが、受取手形とは区別して「電子債権」勘定で管理します。電子債権の割引・裏書・決済についても受取手形と同じ経理処理となります。



手形の世界でも  
電子化が進んで  
います。